

ヒアリングにおける各団体提出資料 目次

- ①全国高等学校長協会 P. 1
- ②日本私立小学校連合会 配布資料なし
- ③全国連合小学校長会 P. 6
- ④全国特別支援学級設置学校長協会 P. 13
- ⑤全国特別支援教育推進連盟 P. 15
- ⑥全国特別支援学校長会 P. 18

全高長 第 61 号
平成29年10月10日

文部科学省生涯学習局
政策課長様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也
(公印省略)

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告に対する意見書

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告」に対して、下記の通り意見を述べる。本協会からは第3期教育振興基本計画に対して本年2月に「基本的な考え方」に対する意見書を提出しており、今回の「審議経過報告」に対する見解も内容的にはほぼ同様の意見であることから、2月に述べた内容を再度記入することは極力控え、意見として付け加える部分を中心に述べる。

記

1 「短期的視点での結果追求のみにならないように留意」することの重要性について
「Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育施策の重点項目」p17の(1)に「教育の成果をこれまで以上に重視するとともに、教育のプロセスに関する情報公開や実質的な質保証を充実」とあり、これの具体的な表現として第1部「我が国における今後の教育施策の方向性」の「Ⅳ 今後の教育施策に関する基本的な方針」p18に「客観的な根拠(エビデンス)に基づくPDCAサイクルの確立を更に進めていくことが必要」との記載がある。この具体的な内容として、第2部「今後5年間の教育施策の目標と施策群(案)」において「測定指標及び参考指標」がそれぞれ示されているものとする。

このことが、国家政策、特に財政施策の立案内容を国民に納得させるためには重要な事柄であることは理解できる。しかし教育に携わってきた者の経験に鑑みると、教育活動による生徒への効果には速効性のものと遅効性のものがあると捉えている。また、成果が数値で計測しやすいものと計測しにくいものがあるとも感じている。更に、人格形成に関する本質的な資質育成の多くの部分は、遅効性でその評価が数値化しにくい傾向にあるとも感じている。「客観的な根拠(エビデンス)に基づくPDCAサイクルの確立」の必要性は認識するものの、デジタル化しやすく速効性のある教育効果のPDCAサイクルのみに世間の注目が集まると、本質的な部分を多く含むデジタル化しにくい遅効性のあ

る教育効果が軽視される危険性を感じる。言い換えれば、学校における教育という限られた時間の中で、外部に対してどちらかという目立つ教育内容に重点が置かれ、本質的でありながら目立ちにくい教育部分に時間が割られないという事態は避けなければならない。そこで、p 18に記載がある「短期的視点での結果追求のみにならないように留意」することが肝要である。

2 「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進」について

p 19の「初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力」に関する記載の中に、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）の推進」がある。この中の対話的な視点からの授業改善については、昨今のスマートフォン等の普及による生徒同士の会話減少を見るにつけ、喫緊の課題であると認識している。しかるに、主体的・対話的で深い学びを重視した授業は、知識・技能中心の授業に比べて授業の時間的効率が低下する可能性を否定できないことから、学習指導要領内容の精選等と並行して実施することが現実的であると考えられる。

また、教員1人が個々の生徒の実態を的確に把握しつつ、きめ細やかな授業を行うためには、対応する生徒数に自ずと限界が生ずることから、1クラスの生徒定員数減等の施策の並行実施が必要である。

3 「ICTを活用した教育の推進」について

p 16に「ICT活用力を含めた基盤的な能力の育成」が謳われ、p 17には「ICTを主体的に使いこなす力」の重要性が述べられている。

今後、ICTの利活用は更に進展していくと考えられることから、ICTを正しく使いこなすための教育、ICTを用いた授業設計が更に必要となることは明白な事実であり、その実現には教員の技術力向上と共に各学校に対する施設設備投資が必要不可欠な要因となる。このことは、p 17の(3)にある「どの地域においても教育へのアクセスや価値創造に向けた知的基盤が確保されるような仕組み」作りにも共通する要因である。このためにも、各都道府県及び各学校に対する財政的な基盤作りを国として進めることが、この施策実行には肝要である。

4 「教育政策推進のための基盤整備」について

今回の「審議経過報告」の内容で「基本的な考え方」と大きく変わった部分が、「基本的な考え方」に記載されていた「Ⅲ. 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保」の項目立てがなされなかったことである。

今回の「審議経過報告」に記されている施策実行は、管理職や教員を始めとする教育

実践に携わる者の力量向上や努力に関わる面も大きいものの、それを支える財政的な支援措置が実質的な効果向上には必要不可欠である。特に、主体的・対話的で深い学びの視点からのきめ細かな教育の実施においては、1人の教員が担当する生徒数が教育効果の面で大きな影響を与えることは衆知の事実であると考えられる。このことから、施策の実施には教員定数の拡大、1クラス生徒定数の縮小等が求められる。また、p 62にある「高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上」にも教員のきめ細かな配置等、財政的な支えが必要である。更に、3で述べたICT教育環境の整備や校舎の耐震化促進等にも国家予算による支援が必要となる。

別の観点では、p 9にある「子供の貧困など社会経済的な課題」への対応が、今後の日本社会の安定化には重要な要素となる。ここの表題が「基本的な考え方」の記載されていた「子供の貧困など格差の固定化」という具体的な表現から「子供の貧困など社会経済的な課題」と一般化された表現となり、インパクトが薄れた感がある。内容では、「家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係が見られる」とし、「子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性がある」と的確な表現が使われている。この課題に対しては、大学入試等の受験結果がそれまでの子供への投資額によって左右されることのないように、試験内容や形態への配慮が必要であると共に、国家財政的な面においても家庭の社会経済的背景等に十分に比重をかけた支援措置策の更なる充実が必要である。この面でp 59に示されている「測定指標候補」は適切であると考えられる。

5 「高等教育」に関する記載について

今回の「審議経過報告」では「基本的な考え方」の記載内容と比べて、「高等教育」に関する内容の記載が詳細になった印象を受ける。高等学校関係者としては、高等教育が充実することは望ましいことである。特に、アドミッション・カリキュラム・ディプロマの3つのポリシーを更に明確にすることは、進学する生徒にとって大学の教育内容が分かりやすくなったという面で評価する。

大学関係者等からは「学問の自由」への影響を危惧する指摘もあるようであるが、カリキュラムポリシーに含まれる「講義における指導内容の任意性」は基本的な共通部分を満たせば今後も担保されるものと考えおり、今回の施策内容の根本は高等教育機関の運営・経営に関する内容であると捉えている。進学する生徒のために、各高等教育機関が入学選考基準、講義内容等の明確化や運営・経営内容の可視化等を一層促進されることを願うものである。

文部科学省生涯学習局
政策課長様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也

第3期教育振興基本計画の策定に向けた意見書

第3期教育振興基本計画の策定に関する「基本的な考え方」に対して、下記の通り意見を述べます。

記

I 教育をめぐる現状と課題

2. 「これまでの取組の成果と課題」について

これまでの成果に関してはここに記されている内容に加え、他国と比較して、国内において他者に対する気遣い等が成されていること等がマスコミ等で取り上げられていることから、心を育てる教育の成果が現れていると考えている。

課題としては、ここに指摘されている「目標や自信を持ち、主体的に取り組み、他者と協働する」部分に関して、最近の子供は従前より内向き思考が強くなってきている感もあり、取り組みの強化が必要である。

4. 「社会の現状や2030年以降の変化を踏まえ、取り組むべき課題」について

(1) の少子高齢化の進展に伴う影響の内、高等教育機関の役割・機能、量的規模の在り方に関しては、入学志願者の減により、各大学等における学生確保の動きが熾烈になりつつあり、高等学校教育にも負の影響を与えている状況が散見される。国家施策として、この事に関する適切な対応を望むものである。

(3) の「子供の貧困など格差の固定化」に関しては、教育現場を預かる立場からの実感として非常に重要な課題であると考えている。

(4) ここに指摘されている内容は実感に合うものであり、地域間格差の是正に関する拠点として高等学校の在り方を考えていく必要があると考える。

II 今後の教育政策に関する基本的な方針

3. 「生涯学び、活躍できる環境を整える」について

「社会人の学びの継続・学び直しの推進」は必要であると考えている。欧米各国に比べて日本国内においては、大学における学び直しが企業を始めとする社会一般から、あまり評価されない傾向にあるような感がある。このことに関しては、特に企業側の理解と配慮が必要である。就業従事者が実数として減員になる可能性もあり、企業の収益にマイナスの影響が出てくるのが考えられるが、長期的な視野に立った場合には当該企業の益になる事柄

であると思われることから、企業等における受講環境の整備を願うものである。

4. 「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する」について

④にも記したが、「子供の貧困など格差の固定化」に関しては、教育現場を預かる立場からの実感として非常に重要な課題であると考え。特に、授業内容や入試内容が複雑化すればするほど、少人数を対象とする学習は、その教育効果が現れ易くなるという現実があり、教育への投資額による差が広がる可能性が生ずる。学校教育の中でも工夫・改善を図っていく所存ではあるが、この種の教育効果は、指導内容・技術によるというよりも指導相手の数による影響が大きい性質のものであることから、特段の配慮が必要である。

5. 「教育政策推進のための基盤を整備する」について

ここに記述があるように「日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されている」ことは事実であり、この一体的な指導により、子供を多面的に観察し指導できるという要素から、このことが日本の教育の質を高めてきたことも実感できることである。しかし同時に、負担が大きいことも事実であり、最近では「学校現場に求められる役割が増大し、教員に過重な負担がかかっている」ことも実態として存在する。

教科指導に関しても、今回の新学習指導要領において「今までの内容の削減はしない」との基本方針が打ち出されており、加えて、新たな指導法の推進等、従来より時間や手間の増加が予想される内容となっており、教員への負担が増すことが予想される。このため、従前と比較しても「教員が子供と向き合う時間の確保」が困難になることが危惧される。このことの解決策の一つとして「チーム学校」体制の推進が謳われているが、このことと今までの一体型教育の良さを両立することには困難さも予想される。

⑩の記載でも指摘するが、この事の根本的な解決には、教員の定数増などによる担当授業時数減等の措置が不可欠であると考え。

Ⅲ 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保

この「基本的な考え方」に書かれた教育政策に関する方針は、大局的に好ましいものであると考えているが、政策の実行には財源の確保が必要不可欠である。各学校における教育改善や各教員の工夫・努力が重要であることは自明であるものの、物理的・時間的に考えて教員の工夫・努力で実行できることには限界がある。くれぐれも、財源などの後押しが実現せず工夫・努力のみを求める政策にならないような配慮を願うものである。この意味から、今回の政策を決定する前提として財務行政の理解と確約が必要不可欠であると考え。

記述にもあるように、我が国の公財政教育支出がOECD加盟国の平均値と同等になるような政策的約定を求めるものである。

平成 29 年 11 月 27 日

第 3 期教育振興基本計画の策定に向けて
一夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成するために一

全国連合小学校長会
対策部長 喜名 朝博

小学校教育の喫緊の課題である以下の 5 点について、答申において強調していただくとともに、文部科学省におかれては具体的な施策として速やかに実現されることを強く希望します。

1 教員定数の改善

- ・子どもと向き合う時間が確保できない状況
- ・授業準備、教材研究の時間がもっと必要
- ・文部科学省概算要求 教職員定数改善 3415 人（内、小学校専科指導 2200 人）
- ・新学習指導要領の時数増に当たる改善要求のみであり、現状維持
- ・財務省が財政審に提出した資料の驚愕

2 教員の働き方改革の実現

- ・中教審緊急提言の内容の実現
- ・学校が取り組むべきことの限界
- ・自治体の取組に格差
- ・チームとしての学校の実現
- ・社会の理解促進

3 地域間格差是正

- ・自治体間格差を教育格差にしない
- ・新学習指導要領で求められる教育の実現に向けた環境整備
- ・へき地、小規模校の教育振興
- ・学習環境、労働環境としての施設設備
- ・被災地への教育的支援の継続

4 子どもの貧困の解消

- ・経済格差を学力格差にしない
- ・就学援助の充実
- ・少人数学級、少人数指導による学力保障
- ・安心して学び続けられる制度作り
- ・外国人児童の教育の充実

5 優秀な教員の確保

- ・人材確保法の堅持
- ・給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正
- ・国立教員養成大学の定員削減への懸念
- ・教員採用選考倍率の低下は教育の危機
- ・教職に夢と自信を

平成 29 年 10 月 4 日

文部科学省生涯学習政策局
政策課教育改革推進室長 様

全国連合小学校長会長 種村 明頼

「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けた これまでの審議経過について」への意見

社会が激しく変化する時代にあって、全国 2 万の小学校長は、我が国の未来を担う子どもたちの教育に日々全力を注いでいます。また、新学習指導要領の告示を受け、その着実な実施と理念の実現に向けて準備を進めているところです。

このようななか、中央教育審議会教育振興基本計画部会が、2030 年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画策定に向けて熱心に審議を続けてこられてきたことに敬意を表します。第 3 期教育振興計画は、まさに新教育課程への移行期から全面実施をカバーする計画であり、全国連合小学校長会としても大きな期待をもっているところです。

そこで、今回の審議経過について小学校教育の立場から意見等を取りまとめましたので、下記により提出いたします。

記

第 1 部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

- 「教育立国」を旗印に教育政策を考え実行していくことは、これからの国際社会で生き抜いていくためには、とても重要であると考えます。しかしながら、GDP に対する学校教育費の比率は OECD 加盟国の中でも低い位置である。このことについては、近未来を考えると、危機意識をもたざるを得ない。

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果と課題

- 第 1 期及び第 2 期の教育振興基本計画は、10 年間を通じて目指すべき教育の姿及び新たな社会モデルの実現に向け教育政策を推進してきた。PISA と TIMSS の調査結果等の学校教育のみがクローズアップされ、成果として論じられているが、計画の方向性に正対した他の成果も記述した方がよいと考える。PISA と TIMSS の結果のみを重視し、学校教育を展開していくことの弊害等はないのかも視野に入れ、今後の教育を論じてほしい。
- いわゆる自己肯定感の低さについては、その要因のひとつとして国民性があげられており、一律に諸外国と比べて評価することについては検討の余地があるのではないかと。

2 社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

(4) 子供の貧困など社会経済的な課題

- 子供の貧困問題は、給食費や教材費等の未納問題として小学校でも大きな課題となっていることをご理解いただきたい。

(5) 地域間格差など地域の問題

- 義務教育においては設置者である自治体の財政力がそのまま学校教育の施設設備や人的配

置等の教育条件整備の格差となっている。

(6) 教育をめぐる状況変化

- 学力調査の改善傾向については、教育施策や学校現場の努力に拠るところが大きい。新教育課程の全面実施に向け、新しい学習指導要領における学力の定義についても明らかにしていくことが必要である。
- 障害者の権利に関する条約や発達障害支援法、障害者差別解消法等により、学校におけるノーマライゼーションは加速している。しかし、合理的配慮に向けた条件整備は十分とは言えない。
- 地域コミュニティの弱体化や家庭の状況の変化は、学校教育の場でも実感しているところである。その結果として家庭の教育力の低下が課題となっており、学校との連携や生活習慣・学習習慣の定着の困難さが生じている。このことが学校教育推進上の課題となっている。
- また、このことが教員の負担を増大させている一因にもなっている。さらに、教育課題が山積する中で、指摘のように献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難である。このことについても声を大にし、広く国民の理解を得たい。
- 教員の働き方改革については、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会において議論されているところであるが、教職調整額の見直し及び教員定数の改善等の目に見える形での改革が必要であることについても強調していただきたい。
- その意味からも、教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5パーセントまで引き上げ、定数改善や処遇改善に充てる必要がある。

Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

- AIの発展は、今後の学校教育や授業の在り方にも影響を及ぼすものと予想される。このようななか、新学習指導要領ではプログラミング教育が導入されている。この新たな取組については、教員の研修や施設設備の充実等の条件整備が必要である。

Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 第三期教育振興計画が5つの方針を定めて取組を整理されたことは、大変分かりやすい。

1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

- これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」やその中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて問い直すことはまさに新教育課程の目指すところであり、主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立に向け、小学校としても準備を始めている。
- 質の高い教育の提供に向けたきめ細やかな指導の充実には、学校及び教員一人一人の力量に追うところが多い。そのためにも、教員の働き方改革を推進する必要がある。
- 子供の健全育成に向けた様々な課題については、関係機関との連携が進んでいる。その際、スクールソーシャルワーカーが重要な役割を果たしており、配置の拡充が求められる。
- キャリア教育については、体系的・系統的に指導の場を構成することが必要であるが、教育課程全体における位置づけが不明確であり、カリキュラム・マネジメントの視点が重要

となる。

- 教育基本法にもあるように、保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであるが、家庭の教育力の低下は学校教育に大きな影響を与えているのは前述の通りである。保護者がじっくり子供と触れ合う時間を過ごすためにも社会全体でその機運を高めていく必要がある。

2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- 外国語教育の強化については、今回の学習指導要領の改訂により具体的な方向性及び内容が示されたところである。しかし、小学校における外国語教育については、授業時間数の確保、人的配置等については課題解決がなされておらず、スタート時点での課題を残している状況である。

3 生涯学び、活躍できる環境を整える

- 学校教育には生涯学習の基礎を培う役割がある。「学んだことを生かす」という視点は新学習指導要領の理念でもあるが、生涯学習の視点でこのことを捉え直す必要がある。

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

- 幼児教育の連続としての小学校では、1年生におけるスタートカリキュラムにより、滑らかな接続を図っている。一方で就学前教育施設の多様性にあって、充実した幼児教育を受けていない状況も見られる。公私立、幼稚園・保育所等の形態の違いにかかわらず、全ての幼児が質の高い幼児教育を受けられることを望む。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒の増加に伴い、日本語の習得が課題となっている子供が増えている。母語の保持や自国文化の共有などが教育的にも価値のあることだが、日本語習得に向けた、支援システムの構築が急がれる。

5 教育政策推進のための基盤を整備する

- 新教育課程を具現化するともに、様々な教育課題に対応していかなければならない学校の教員は「学び続ける教師」であることが求められる。様々な研修等の機会を作ることはもちろん、研修時間の確保を含めた教員の働き方改革に合致した支援策を望む。
- 新学習指導要領の全面実施に向け、来年度の移行期間から授業時間数が増加する。小学校の専科教員の配置については文部科学省の概算要求に盛り込まれたあとであるが、全ての小学校への専科教員の配置等、教員定数の改善が必要である。
- 教育課題が山積し、日々新たな課題が発生している現状のなか、教員の専門性だけでは対応できない状況である。これまで文部科学省が推進してきた「チーム学校」をより具体的に実効性のあるものにするためにも、栄養教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の常駐化やスクールローヤー等の専門家の配置が望まれる。
- ICTの利活用は授業作りだけでなく、教員の業務負担軽減にもつながる。しかし設置自治体の財政力により既に格差が生まれている。全ての子供たちと教職員がその機会を享受できるような支援が必要である。
- 災害時の避難拠点となる学校は安全であると同時に、避難所としての機能が必要である。ICTの整備と合わせ、情報拠点としてのインフラ整備も必要だと考える。
- 社会に開かれた教育課程の実現の視点からも、学校を取り巻く図書館等の社会教育施設との連携は欠かせない。ICTを活用してそれらの施設と学校図書館をオンライン化するなどして情報ネットワークを構築する必要がある。

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案）

1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（1）確かな学力の育成

- 来年度より新学習指導要領の移行措置が始まる。その趣旨の理解や教材整備、指導計画や評価計画の作成等々、行わなければならないことが山積するなか、指摘のとおり、より具体的な資料、特に教材の提供は学校にとって大変貴重である。教員の負担軽減の視点からも、強く要望するものである。
- 全国学力学習状況調査については、年々実用性の高いものに改善されてきた。しかし、結果や分析結果の公表に時間を要し、学校で十分活用できていない実態もある。迅速な結果処理を希望する。
- 学校間連携、特に幼児教育との連携については、個別の対応が必要となり、学校だけでは困難な状況である。設置自治体における仕組み作りが必須である。

目標（2）豊かな心の育成

- 測定指標候補について
いわゆる自己肯定感の低さについては、その要因のひとつとして国民性があげられており、一律に諸外国と比べて評価することについては検討の余地があるのではないか。（再掲）
- 自己肯定感の育成については、国立教育政策研究所の研究にもあるように自尊感情、自己有用感の育成の方が実際的ではないか。自己肯定感の育成のための手だてにかかわる研究成果の共有が必要である。
- 来年度より教科としての道徳（特別の教科 道徳）が始まる。「考え議論する道徳」への転換は指導観の転換であり、教員への研修や教科書を核とした実践的研究の成果の共有が必要である。
- いじめ防止対策を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常駐化等、チームとして対応できる仕組み作りが必要である。
- 体験活動の充実については、その価値を明確にするためにも、カリキュラム・マネジメントとして教育課程上の位置づけを明確にする必要がある。事例集のような資料提供が望まれる。
- 読書活動充実のためには学校図書館の整備、蔵書数の確保が必要である。そのためにも交付金ではなく、補助金として予算化すべきである。
- 環境教育の推進についてもカリキュラム・マネジメントにより、意図的計画的に実施しなければならない。各教科等の目標及び内容との関連性にかかわる資料提供が必須である。

目標（3）健やかな体の育成

- 給食におけるアレルギー対応、食育推進の観点から栄養教諭または栄養職員の全校配置が必要である。
- 食育推進、地産地消の観点からも学校給食は自校方式が望ましく、国として必要な支援を講じる必要がある。
- 子供の健康管理は保護者の責任であり、保護者への啓発が重要である。子供の就学を機に子供の健康への関心が薄まる傾向があり、具体的な取組が必要である。

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- 大人と子供の触れ合う時間を確保するための方策として、学校休業日の分散化が挙げられているが、教職員の勤務や教育課程上の課題など、実施に向けて解決すべき課題があり、

検討に時間をかけるべきである。

2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

- 外国語教育の強化については、今回の学習指導要領の改訂により具体的な方向性及び内容が示されたところである。しかし、小学校における外国語教育については、授業時間数の確保、人的配置等の課題解決がなされておらず、スタート時点での課題を残している状況である。（再掲）
- 小学校における外国語教育の強化に際しては、語学教育であることを考えても専門性の高い専科教員（英語専科）の配置を強く希望するものである。

目標（8）イノベーションを牽引する人材の育成

- AIの発展は、今後の学校教育や授業の在り方にも影響を及ぼすものと予想される。このようななか、新学習指導要領ではプログラミング教育が導入されている。この新たな取組については、教員の研修や施設設備の充実等の条件整備が必要である。（再掲）

3 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（13）障害者の生涯学習の推進

- 小学校における特別支援教育については、特別支援学級として、中学校の特別支援教室や特別支援学校との連携が進んでいるところである。連携のツールとして個別の支援計画を活用し、乳幼児期から就労までの一貫した特別支援教育や福祉制度が確立することを期待する。

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

- 教育費の負担軽減については、現行の就学援助制度の充実や、給食費や教材費等の公会計化と連動した支援の仕組みにより保護者の負担軽減を期待している。
- 学校は様々な取組によって学力保障を行っている。一方で、教育課題に対応するため、教員の長時間教員が常態化している。子供と向き合う時間の確保が難しくなっている状況を打開するためにも、教員定数の改善が急務である。
- へき地や過疎地域等の子供たちについては、通学支援や文化的側面からの支援が必要である。日本中のどの地域でも質の高い教育が受けられるような仕組み作りが必要である。

目標（15）多様なニーズを持つ者への教育機会の提供

- 学校におけるインクルーシブ教育の推進にあたっては、支援員や介助員、施設設備の充実などの条件整備が必要である。
- 児童の不登校問題については、早期対応が基本であるが、現行の学校制度に馴染めない子供たちも増えている。多様な場を作り、教育機会を保障することが重要である。

5 教育政策推進のための基盤を整備する

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

- きめ細やかな指導を充実させるためには、教員の定数改善が必須であり、教員の努力に頼ることで実現できる状況ではない。指導の充実を図るためには定数改善が必須であることを強調したい。この状況で新学習指導要領を推進していくと教科等の学力低下を招くことが予想される。
- 教育課題が山積し、日々新たな課題が発生している現状のなか、教員の専門性だけでは対応できない状況である。これまで文部科学省が推進してきた「チーム学校」をより具体的

で実効性のあるものにするためにも、栄養教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の常駐化やスクールローヤー等の専門家の配置が望まれる。(再掲)

- 質の高い教員を確保するには養成段階からの対応が必要である。養成・採用・研修の一体的な改革が必要である。一方で、教員の長時間勤務や保護者対応の苦勞などがクローズアップされ、各地の教員採用選考の倍率が軒並み低下傾向にある。倍率の低下は教員の質の低下、教育の質の低下につながる。この連鎖を食い止めるためにも、教員定数の改善や処遇改善等による教員の働き方改革を早急に進め、目に見える形で社会に示していく必要がある。

目標(17) ICT 利活用のための基盤の整備

- ICTの利活用は授業作りだけでなく、教員の業務負担軽減にもつながる。しかし設置自治体の財政力により既に格差が生まれている。全ての子供たちと教職員がその機会を享受できるような支援が必要である。(再掲)
- 情報モラル教育については、カリキュラム・マネジメントの視点から教育課程に位置づける必要がある。指導資料や啓発資料の作成配布が期待されるとことであるが、保護者に対しても同様の対応が必要である。
- ICT環境の進展により、子供に1台ずつタブレットPCを貸与し、家庭学習と学校の学習を結び付けることも可能となる。その際、どの地域でも高速インターネットに接続できる広域無線LAN等のインフラ整備が必要となる。

目標(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

- 学校図書館は図書資料だけでなく、インターネットを利用した調べ学習の場としての機能が期待される。メディアセンターとして整備することで、充実した学習環境を構築できる。新しい時代にふさわしい学校図書館について検討する必要がある。
- 読書活動充実のためには学校図書館の整備、蔵書数の確保が必要である。そのためにも交付金ではなく、補助金として予算化すべきである。(再掲)

目標(19) 児童生徒等の安全の確保

- 交通事故から子供を守るためにも、通学路へのガードレールの設置や歩行者専用道路の設置など、子供の命を優先した効果的な取組が必要である。

平成29年10月24日

中央教育審議会教育振興基本計画部会長 殿

第3期教育振興基本計画（案）への意見

全国特別支援学級設置学校長協会

会長 山中ともえ

(東京都調布市立飛田給小学校長)

本協会は、全国の公立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を設置している約18,000校の校長が加入し、特別支援教育を推進するための活動を行っています。特別支援教育は、共生社会の形成に向け、各学校において取り組むべき一つの大きな柱となっており、第3期教育振興基本計画の策定にあたり、本協会から意見を述べさせていただきます。

1 障害のある子供の幼・小・中・高等学校への就学の増加と合理的配慮の提供の関連について

p11 II.教育をめぐる現状と課題 2.社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 (6)教育をめぐる状況変化 の中で、発達障害を含めた障害のある子供の幼・小・中・高等学校等への就学の増加が、合理的配慮の提供が成されていることと関連しているように表現されている。現時点では、学校の理解が進んでいない現状があり、障害のある子供の幼・小・中・高等学校への就学の増加と合理的配慮の提供とは、まだ直接な関連があるとは言えない状況である。むしろ、合理的配慮の提供の各学校に対する周知徹底については、今後、取り組んでいかなければならない課題である。

具体的には、次のように3つに分けた記載になると現状に即していると思われる。

- 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある子供が合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が受けられるようになった。
- 子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から決定されるようになった。
- 近年は発達障害を含めた障害のある子供の幼・小・中・高等学校等への就学も増えている。

2 「インクルーシブ教育システム構築」という文言の挿入

p26 □.今後の教育政策に関する基本的な方針 4.誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する (多様なニーズを持つ者への教育機会の提供) の中で、特別支援教育の推進について述べられているが、「インクルーシブ教育システム構築」について言及する必要がある。平成24年7月の中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示されて以来、各学校では、「教育の場」ありきでは

なく、「一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な仕組み」として考え方の転換を図っているところである。共生社会を目指していくためにも、「インクルーシブ教育システム構築」を一つのキーワードとして周知されたい。

3 測定指標候補に、特別支援教育担当教員の特別支援学校教諭免許の取得率の向上を追加 参考指標候補に、特別支援教育支援員の配置

p 61 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 目標(15)多様なニーズを持つ者への教育機会の提供の中で、測定指標候補として4点あげられているが、全国の児童生徒数が減少している中、特別支援学級や通級による指導を受ける子供が増加している現状から、特別支援教育を担当する教員の専門性の目安である特別支援学校教諭免許の取得率の向上を追加していただきたい。特別支援学校においては、取得率の向上が見られるが、特別支援学級や通級による指導においては、担当する教員が増加しているにも関わらず、研修体制の不十分さや多忙な勤務実態から、特別支援学校教諭免許の取得率も上がらない状況がある。特別支援学級や通級による指導を受けている子供は急増しており、教員の専門性が大きな課題となっている。

また、特別支援教育の体制整備の一つとして、特別支援教育支援員の配置が進められているが、この数も参考指標候補として考えられる。

さらに、通常の学級における指導を手厚く行うためにも、小中学校の全学年において標準法における一学級の児童生徒数が35人となる施策が進むような指標を挿入していただきたい。

4 教員の資質能力として「特別支援教育」の追加

p 64 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 目標(16)学校指導体制の整備 ○これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上 の二つ目に、養成段階における外国語教育、道徳教育等に対応した教員養成への転換とあるが、同様に「特別支援教育」を並列されたい。幼・小・中・高等学校に発達障害を含めた障害のある子供が就学している現状や、今後、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築を進めていくためには、全ての教員が特別支援教育に関する力を身に付けていくことが重要である。

5 「多様なニーズを持つ者」という文言について

この計画の中では、障害や不登校、日本語能力等、多様なニーズに対応することが示されているが、多様なニーズを「持つ者」と表現されている。「持つ」という文言ではなく、状態を表す「ある」という文言、また「者」ではなく、「子供」という文言にし「多様なニーズのある子供」としてほしい。

以上、本協会としての意見を述べさせていただきました。

平成 29 年 11 月 27 日

中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮崎 英憲

(副理事長 岩井雄一)

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれましては、北山部会長はじめ、委員の皆様の精力的なご審議に敬意を表します。

私ども特別支援教育に関わるものとしましては、「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」は、前回計画に比べ、乳幼児期から生涯にわたる生涯学習の視点で計画が記述されていることに感謝し、計画が実現されることを心から望むものです。さらに、国連における障害者の権利に関する条約の批准を受け、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育全体の環境整備が計画され、実現される方向を示していただくことが必要ではないかと考えます。

具体的な意見につきまして以下の通り、示させていただきましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

1 12 ページ（教員の負担）1 行目

「役割」について、括弧書きで（具体的には、いじめ防止や特別支援教育、外国籍の子どもの指導など）を加える。

このことにより、具体的に書き込むことにより対応策が明確になる。

2 26 ページ（多様なニーズを持つ者への教育機会の提供）

初めの○の後に、「加えて、障害のない子供に対する障害理解教育や交流及び共同学習の推進を図ることにより共生社会を推進することが重要である。」を入れる。

再掲とはなるが、各箇所に書き込むことにより各施策に実現しやすくなる。

3 28 ページ（ICT の利活用）

○が 3 つある後に「○ 障害のある児童生徒学生に対する合理的配慮としての ICT の開発、利活用の推進を図ることが求められる。」を加える。

障害のある児童生徒学生の教育における ICT が有効であること、また、社会参加に向けた合理的配慮としての ICT の開発活用が求められている。

4 36 ページ ○ 子供たちの自己肯定感の育成

・の2番目の3行目「様々な体験活動の充実を図る。」を「様々な体験活動や評価方法の充実を図る。」とする。

学力に偏る評価だけでは子供たちの自己肯定感の育成は難しい。一人一人の良さを認める取り組みを充実させることが重要施策である。

5 38 ページ ○ 環境教育の推進の後に加える。

「○ 障害者理解に関する学習と交流及び共同学習の推進（一部再掲）

・各学校においては、新学習指導要領に障害児・者との交流及び共同学習を推進し、各学校・学年に応じた障害に関する理解を促進し、共生社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。」

61 ページの○ 特別支援教育の推進にも記述されているが、子供たちの豊かな心の育成にとって、高齢者や障害者等の多様な人々との交流が必要かつ効果的な取り組みであることから個の項目においても記述することが必要である。

6 64 ページ ○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上 1行目

・「養成段階において、外国語教育、道徳教育などの」を「養成段階において、外国語教育、道徳教育、特別支援教育など」と、特別支援教育を追加する。

義務教育段階の児童生徒に対する調査では、通常の学級に発達障害の疑いのある児童の割合が6.5%とされている。教員になり、教壇に立つことで特別支援教育が求められる状況である。このことを踏まえれば教員養成段階における特別支援教育に関する科目の履修は必修とすることが必要である。

7 66 ページ ○ ICTの活用による生涯を通じた学習の推進 の後に

○ 障害のある児童生徒学生に対するICTを活用した合理的配慮の提供の推進

障害のある児童生徒学生への教育の場面において、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供にICTを活用することが有効であることを踏まえ、周知、活用を推進する。

再掲となるが、教育の現場における合理的配慮の提供についての観点からもICTの開発、利活用を推進するため。

全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

- 1 全国特別支援学校長会
 - 2 全国特別支援学級設置学校長協会
 - 3 全国盲学校PTA連合会
 - 4 全国聾学校PTA連合会
 - 5 全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
 - 6 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
 - 7 全国病弱虚弱教育学校PTA連合会
 - 8 社会福祉法人 日本肢体不自由児協会
 - 9 一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会
 - 10 社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会
 - 11 全国視覚障害児(者)親の会
 - 12 全国聴覚障害者親の会連合会
 - 13 盲ろうの子とその家族の会 ふうわ
 - 14 NPO法人 全国LD親の会
 - 15 一般社団法人 日本自閉症協会
 - 16 全国手をつなぐ育成会連合会
 - 17 全国病弱・障害児の教育推進連合会
- 加 入 団 体
- 1 公益社団法人 日本てんかん協会
 - 2 一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会
 - 3 NPO法人 全国ことばを育む会
 - 4 一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

平成29年11月27日

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見

全国特別支援学校長会
会長 横倉 久
(東京都立大塚ろう学校長)

ご提示いただきました、「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」、以下の点について、全国特別支援学校長会としての意見をお伝えいたします。

1 同様の表記に近づける。

※p23の中段に同様の表記があるため可能な範囲で揃えるべきであると考えます。

○ このため、スポーツや文化芸術分野において、子供のうちから質の高い専門家に出会う体験の機会の充実などを通じて、優れた才能や個性を見だし、伸ばしていく取組等が求められる。

(1) p25(上から16行目)について

(障害者の生涯学習の推進)

○ 障害者権利条約の批准等を踏まえ、障害者が、その一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化芸術分野等の様々な機会に親しむための支援に取り組むことが重要である。

(2) p57(上から4行目)

目標(13) 障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化芸術分野等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

2 p57末からp58について

※障害者スポーツの拠点づくりとそれを支える人材育成をセットにすべきと考えます。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興

・ 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりと障害者スポーツを支える人材育成を進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。

3 P64について

※教員養成段階における特別支援教育の基礎・基本の習得を明記すべきと考えます。

※国立特別支援教育総合研究所の機能が強化されていることを銘記すべきと考えます。

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

・ 養成段階において、外国語教育、道徳教育、特別支援教育などの充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進等に対応した教員養成への転換や、学校インターンシップの導入等を一層推進するとともに、教育委員会が大学等と協働して策定する校長及び教員の資質の向上に関する指標等に基づき、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築を一層進める。

・ 採用段階において、教員採用試験の共同作成に関する検討や、特別免許状の活用等による多様な人材確保を進める。また、(独)教職員支援機構及び(独)国立特別支援教育総合研究所におけるオンラインを通じた研修教材の提供を推進するとともに、現職研修において、校内研修やチーム研修の推進、大学、教職員大学院等との連携など継続的な研修を推進するとともに、初任研修と2、3年目の研修との接続の促進、マネジメント力の強化のための管理職研修など、研修の改革を推進する。